

緊急的代替医師派遣事業費補助金交付要綱

（目的）

- 1 この要綱は、医療機関に勤務する医師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療が行えなくなった場合に、継続した診療が行えるよう他の医療機関から医師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的とし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助対象者）

- 2 補助事業者は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む。）し診療が行えなくなった医師が勤務する医療機関において代わりに診療に従事するために医師の派遣を行う医療機関とする。

（補助事業等）

- 3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業等」という。）は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療を行うことができなくなった医師が勤務する医療機関（派遣先）において代わりに診療に従事するため、補助対象者が行う緊急的代替医師派遣事業とする。

（補助対象経費）

- 4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業等に要した経費のうち、別表に掲げるものとする。

（補助金交付額の算定方法）

- 5 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。
 - （1）別表第1欄に定める基準額と別表第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。
 - （2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第3欄に定める交付率を乗じて得た額以内の額を交付する。

（補助金の交付申請）

- 6 規則第3条の2に規定する補助金交付の申請をしようとする者は、事業の終了後、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下「保福第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- （1）事業計画（実績）書 保福第1の2号様式
- （2）補助金等精算書 保福第1の30号様式
- （3）事業精算書 保福第1の31号様式
- （4）別に指示する様式

（交付の条件）

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
 - （1）補助事業者等は、規則、本補助金交付要綱及び本補助金の交付決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - （2）この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付け

た条件を変更することがある。

- (3) 補助事業者は、事業の終了後、補助金等交付申請書の提出にあたって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合にあっては、これを補助金額から減額して申請しなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第2号様式により、速やかに、遅くとも補助事業等完了日の属する年度の翌々年度6月30までに知事に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。
- (5) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (6) 次のアからエのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (7) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (8) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているモノを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (9) 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（補助金の交付決定等）

- 8 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付決定及び規則第15条に規定する補助金の額の確定を同時に行い、申請者に通知する。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 交付率				
<p>(医師1人につき)</p> <p>(人件費) 12,500円/時間×勤務時間×派遣日数</p> <table border="1" data-bbox="309 376 756 454"> <tr> <td data-bbox="309 376 531 414">1日</td> <td data-bbox="531 376 756 414">12,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 414 531 454">1泊2日</td> <td data-bbox="531 414 756 454">25,100円</td> </tr> </table> <p>(保険料) 5,400円/月</p> <p>ただし、派遣日数の上限は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む。）した医師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関において診療に従事することができない期間とする。</p> <p>また、旅費については、3日目以降、1日追加毎に12,000円を加算することとし、保険料については、1月を超える毎にその額を加算する。</p>	1日	12,100円	1泊2日	25,100円	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）	10分の10以内
1日	12,100円					
1泊2日	25,100円					